

外立 憲治氏

外立総合法律事務所 所長・代表弁護士

#130



紹介者



北山 禎介氏
三井住友フィナンシャルグループ 取締役社長

昨年、犯罪収

益移転防止法が
公布された。こ

の法案が与党の

部会に提案され

た段階では、弁

護士にも依頼人

の「疑わしい

(金融)取引」を警察へ報

告する義務を課すというも

のだった。しかしこれは、

いわば「密告制度」である。

依頼人と弁護士の守秘義務

を前提とした信頼関係を根

幹から揺るがすとして、世

界の法曹界を巻き込んだ論

争に発展した。この制度は、

FATF (※) が2003

年にテロ資金、マネーロン

ダリング撲滅を期しOECD

D加盟国に提唱したもので

ある。

ところで、昨年の世相を

とくるところで、昨年の世相を

表す言葉は「偽」であった。

今年に入っても企業の偽装

問題は後を絶たない。製品

偽装は食品、再生紙、再生

樹脂と拡大し、雇用問題に

おいても、偽装管理職、偽

装雇用、偽装請求の問題が

多発している。司直や裁判

所によって不正を糺ただされる

という暗澹たる状況であ

る。証券市場でも、証券会

社の前会長らが偽計・相場

操縦の容疑で逮捕されると

いう事件があった。また、

サブプライムローン問題も

犯罪のにおいと無縁でな

い。すでにSEC (米国証

券取引委員会) が複数の金

融機関の捜索に乗り出し、

立っている。ところが最近、

FBIによって逮捕者まで

出るのではないかという予

想まで漏れ聞こえてくる。

このように無数の偽装問

題に遭遇すると、不祥事を

防止すべくコンプライアンス

の徹底に取り組んできた

企業社会の努力は根付いて

いるのだろうかと思念を抱

いてしまう。コンプライア

ンスは建前だけなのだろう

か、会社という組織は人間

社会の幸福を創造し、公正

の上にあるのだろうか、と。

コンプライアンスも法の

支配も、社会や市民が司法

を尊敬するところから始ま

る。裁判所を尊敬するとい

う国民の基本的合意があつ

て初めて、民主国家は成り

立っている。ところが最近、

立っている。ところが最近、

立っている。ところが最近、

立っている。ところが最近、

蔓延する偽コンプライアンス

高裁の決定を無視し、客の
ホテル利用を拒否した企業
があつた。理屈はいろいろ
とあるのだろうが、一国の
裁判所の判断を公然と無視
する企業が社会の一員とし
て存在し続ける世の中で
は、コンプライアンスは絵
空事ではない。むき出し
の欲望の末の偽装多発、価
値観の世相の中で、弁護士
は隠蔽の欲望に駆られる企
業経営者から法律相談を受
ける。そこでは、新たな偽
装や隠蔽を生まぬよう、最
善の方策を提案することに
心を砕いている。幸いなこ
とに弁護士から警察への
「密告制度」は、国会に上程
される直前に犯罪収益移転
防止法案から削除された。

次回

小林 哲也氏

(帝国ホテル 取締役社長)

にご登場いただきます。